「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
業務提供の条件	**船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件**
1章　総則 **1.1　目的** この業務提供の条件は，日本海事協会（以下，「本会」という。）が2章に定める業務及び本会と依頼者との間の契約その他の取決めにおいて，この業務提供の条件を適用する旨が定められた業務を提供する際の条件と，これらの業務の提供及びその後の登録，証明又は承認の維持のために依頼者が遵守しなければならない義務を定めたものである。依頼者は，本会所定の申込書の提出，電子申請（本会のシステムを通じた申請を含む。）その他本会が指定する方法により，2章に定める業務の提供を依頼した場合には，本会が公表する業務提供の条件を承諾したものとする。	
1.2　定義 (1) 「規則」とは，本会が2章に定める業務の実施に関し適用する技術基準，手続及び要件等を体系的に定めたものをいう。 (2) 「依頼者」とは，2章に定める業務に関連する規則に基づき，本会所定の申込書の提出，電子申請（本会のシステムを通じた申請を含む。）その他本会が指定する方法により，本会に業務の提供を依頼する者，又は本会との間の契約その他の取決めにおいて，この業務提供の条件を適用する旨を定めた者をいう。 (3) 「関係者」とは，依頼者以外の者であって，本会が提供する業務に関連し，依頼者の指示又は要請に基づき，本会の業務に関与する者をいう。	
1.3　解釈 この業務提供の条件，規則及び本会が発行する文書又は提供する情報若しくは助言の効力，適用及び解釈は，本会がこれを決定する。	**2.5　解釈** この業務提供の条件，規則及び本会が発行する文書又は提供する情報もしくは助言の効力，適用及び解釈は，本会がこれを決定する。
2章　本会の業務 **2.1　日本海事協会** -1. 本会は，船舶に関する諸般の事業の進歩発達を図り，人命及び財産の安全並び	**1章　本会の業務** **1.1　日本海事協会** 一般財団法人日本海事協会（以下，「本会」という）は，船舶（浮揚機器及び固定さ

DRAFT

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
に環境の保全等を期することを目的として設立された船級協会である。	れ又は浮揚している構造物を含む。以下同じ。）に関する諸般の事業の進歩発達を図り，海上における人命及び財産の安全を期すことを目的として設立された船級協会であり，その主たる事業は船舶の船級登録及び設備登録である。
-2. 本会は，前項に定める目的を達成するために，本章に定める業務を実施する。	
2.2　船級登録 -1. 船舶の船級登録とは，船舶が所期の業務に従事できるようにすることを目的として，本会が規則に基づき船級登録のための検査を行い，当該船舶が規則に適合していると本会が認めた場合に，本会が当該船舶に船級を付与し，これを本会の船級登録原簿に登録することをいう。	**1.2　船級登録** -1. 船舶の船級登録とは，船舶が所期の業務に従事できるようにすることを目的として，以下の事項に関する規則（「規則」という）を開発，出版し，これを本会による検査を通じて世界的に適用・実施することである。 (1) 船体及び船体付加物の全ての主要部分の構造強度及び水密性 (2) 船舶の推進装置及び操舵装置並びにその他の重要な機器，システムの安全性及び信頼性。 -2. 船舶が所期の業務に従事できるという目的の達成には，船舶が規則に常時適合していること及び船舶所有者による適切な保守・運航が行われていることが必要である。
-2. 規則に適合していることは，公刊されている本会の「Register of Ships」に当該船舶の船級符号を記載することにより明示する。 -3. 船級登録を受けた船舶は，規則等に基づき，船級維持検査を受けなければならない。本会は，当該検査の結果，当該船舶が規則に適合していると認めた場合，その船級登録を維持する。	規則に適合していることは，公刊されている本会の Register of Ships に当該船舶の船級符号を記載することにより明示する。
2.3　設備登録 船舶の船級登録と併せて，本会は設備登録を行う。設備登録は，本会に登録された船舶に設置され，かつ，本会が登録を適当と認める設備について，船舶の船級登録と同様の考え方，手続き及び条件で行う。	**1.3　設備登録** 船舶の船級登録と併せて，本会は設備登録を行う。設備登録は，本会に登録された船舶に設置され，かつ，本会が登録を適当と認める設備について，船舶の船級登録と同じ考え方，手続き及び条件で行う。
2.4　その他の業務 -1. 本会は，2.2 及び 2.3 のほか，依頼により，以下に示す業務を実施する。	

DRAFT

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
(1) 国際条約及び／又は船籍国の国内法等の法定要件への適合性証明等に関する業務 (2) 関連する規則に基づく型式承認等の承認又は証明に関する業務 (3) その他依頼により実施する業務 -2. 上記(1)の業務は，船籍国主管庁から与えられる代行権限及び／又は指示に基づき実施する。	
3章 業務提供に関する一般条件	**2章 業務提供の条件**
3.1 一般	**2.1 一般**
3.1.1 本章以下に定める条件は，この業務提供の条件が適用される業務及び当該業務に関連して本会が提供する情報又は助言に適用し，かつ，本会が当該業務に関連して締結する全ての契約その他の取決めの一部をなすものとみなす。	**2.1.1** 以下に定める条件は，船舶の船級登録及び設備登録に関連して本会が提供する一切の業務，情報又は助言に適用し，本会がこれらの業務に関連して締結する全ての契約その他の取決めの一部をなすものとみなす。
3.1.2 本会は，業務の実施に際しては，十分な注意をはらい，かつ，専門家としてふさわしい方法でこれを行う。	**2.1.2** 本会は，業務の実施に際しては，十分な注意をはらい，且つ専門家としてそれにふさわしい方法でこれを行う。
3.1.3 業務，情報又は助言の提供は，適用される規則又は個別に適用される国際条約及び／又は船籍国の国内法等の法定要件に加え，次の条件を前提としてこれを行う。 (1) 造船所又は製造者は，建造する船舶又は製造する製品，システム若しくは設備に関して完全な責任を負い，適切な品質管理の下で，適用される規則又は法定要件に定める技術基準に適合するよう建造又は製造し，かつ，本会が必要とする検査を受けなければならない。構成部品の統合作業又はその構成部品の製造が委託される場合，造船所又は製造者は，全ての委託事業者及び当該構成部品の供給業者との間で適切な連携を確保しなければならない。 (2) 船舶所有者（船舶共有の場合において船舶管理人を置いたときには船舶管理人，	**2.1.3** 業務，情報又は助言の提供は，規則の規定に加え，次の条件を前提としてこれを行う。 (1) 船舶又は設備が，検査と検査の間の全ての期間を通じて船舶所有者の責任にお

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
その他の船舶貸借の場合においては船舶借入人を含む。以下同じ。）は，全ての期間を通じて，自らの完全な責任において，一般に行われる方法により，かつ，適用される規則又は法定要件に適合するよう，船舶又は設備を適正に保守するとともに，船舶を適切に運航し，又は設備を適切に操作しなければならない。	いて，一般に行われる方法により又規則に適合して，適正にこれを保守し又運航・操作されていること。
(3) 船舶，製品，システム又は設備の品質等に疑義が生じた場合，又は船級登録，設備登録，証明又は承認に影響を及ぼす事故その他の事実が発生した場合，建造中又は製造中は造船所又は製造者の責任において，就航後は船舶所有者の責任において，速やかに本会に通知し，必要な措置を講じるとともに，本会が必要とする検査を受け，又は資料を提供しなければならない。	(2) 船舶の船級登録又は設備登録に影響があると考えられる事故又は事実が発生した場合は，船舶所有者の責任において本会の必要な検査を受けること。
(4) 依頼者は，本会との契約に基づく業務の実施にあたり，関係者を依頼者の指示又は要請に基づいて本会の業務に関与させなければならないものとし，当該関係者の行為及び不作為について，一切の責任を負うものとする。	
(5) 依頼者は，本会の業務の実施に必要な文書，情報又は物品を，本会に適時に提供しなければならない。依頼者は，自己又は関係者が本会に提出し，又は本会が利用できる状態に置いた文書，情報又は物品が，適法に取得及び提供されたものであり，かつ，業務の実施に必要な範囲において，正確，完全，最新かつ適切なものであることについて責任を負う。本会は，依頼者又はその関係者が本会に提出し，又は本会に利用可能とした文書，情報又は物品に基づき業務を実施する。業務の一環として不一致，誤り，矛盾又は欠落を確認することについて明示的な合意がある場合を除き，本会は，そのような確認を行う義務を負わない。	
3.1.4 本会による業務の提供及びこれに関連して本会が発行する文書又は提供する情報若しくは助言の性質は，次の各号に定めるとおりとする。	
(1) 本会が検査を行った後に発行する文書等は，当該検査が実施された時点での船	(3) 本会検査員が検査を行った後に発行する船級登録又は設備登録に関する文

DRAFT

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
舶，製品，システム又は設備等の対象物の状態を示すものである。	書は，当該検査が実施された時点での船舶又は設備の状態を示すものであること。
(2) 本会が発行する文書又は提供する情報若しくは助言等は，適用される規則（当該規則が参照する外部基準を含む）又は個別に適用される法定要件への適合性を示すものであって，規則等又は法定要件の定める事項を超えて，対象物の耐航性，構造強度・水密性・品質又はある特定の用途・航路に対する適合性を証明し，表明し，又は保証するものではない。	(4) 船舶の船級登録又は設備登録並びにこれらに関連して本会が発行する文書又は提供する情報もしくは助言は，規則への適合性を示すものであって，規則の定める事項を超えてその耐航性，構造強度・水密性・品質又はある特定の用途・航路に対する適合性を証明，表明又は保証するものではない。又，これらの文書，情報又は助言は，本会及び本会への依頼者又は正当に権限を付加された者が使用するためのものであり，それ以外の第三者の使用に供するものではない。
(3) 本会による業務の提供及び本会が発行する文書又は提供する情報若しくは助言は，依頼者又は関係者が法令，契約，不法行為その他に基づき負う義務又は責任を免除し，軽減し，又は本会に移転するものではない。	**2.1.4**
(4) 本会が発行する文書又は提供する情報若しくは助言は，本会，依頼者及び本会がその使用を認めた者が，その発行又は提供の目的の範囲内で使用するためのものであり，それ以外の第三者による使用又は依拠に供するものではない。また，本会による業務の提供及び本会が発行する文書又は提供する情報若しくは助言は，それ自体を根拠として，第三者に対していかなる求償，賠償その他の請求権も付与するものではない。	この業務提供の条件又は本会が業務提供に関連して発行する文書又は提供する情報もしくは助言のいかなる記述も，造船所，船舶所有者，運航者又はその他の者が本来負うべき製品保証その他の契約上の義務又は過失を免責するものではなく，又第三者に対していかなる求償，賠償その他の請求権を付与するものでもない。
(5) 一般的な船級登録手順の一部として，本会規則中に取り入れられた項目を除き，本会は船舶に適用される国際規則及び国内規則の適合性を評価することはない。ただし，本会は，そのような評価を行う目的で船舶の設計を審査及び承認することについて，関係する船籍国主管庁から指示を受けることがあり，この場合，本会は審査及び承認を行う合意を船籍国主管庁と結ぶことがある。	**2.1.3** (5) 一般的な船級登録手順の一部として，本会規則中に取り入れられた項目を除き，本会は船舶に適用される国際規則及び国内規則の適合性を評価することはない。ただし，本会は，そのような評価を行う目的で船舶の設計を審査及び承認することについて，関係する旗国から指示を受けることがあり，この場合，本会は審査及び承認を行う合意を旗国と結ぶことがある。
3.1.5 本会は，その裁量により，依頼された業務の全部又は一部を，本会が指定する者（以下，「再委託先」という。）に委託することができる。本会は，再委託先の行為及び不作為について，本会が自ら行う場合と同等の責任を負うものとする。	

DRAFT

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
3.1.6 別途定めがないときは，本会が提供する業務の手数料及び経費の支払い期日は，請求書発行の日から 30 日以内とする。 支払いが遅滞した場合は，年 5%の割合による遅延損害金を申し受ける。 手数料及び経費は，船級等の登録，当該登録の維持又は消除の如何にかかわらずこれを申し受ける。 依頼者がその都合により業務の提供の依頼を取り下げた場合又は業務提供の必要がなくなった場合であっても，本会は，所定の手数料の全部又は一部及び経費を申し受けることができる。	**2.1.5** 本会が提供する業務の手数料及び経費の支払い期日は，請求書発行の日から 30 日以内とする。支払いの遅滞の場合は，年 5%の割合による遅延損害金を申し受ける。 手数料及び経費は，船級登録又は設備登録の付与，維持又は削除の如何にかかわらずこれを申し受ける。
3.2　　独立性 -1. 本会又は本会の役員，職員，代理人若しくは再委託先は，依頼者，関係者その他いかなる者からも影響を受けることなく，独立した立場で業務を行う。 -2. 検査又は試験の実施方法は，本会がこれを決定する。	**2.3　　独立性** 本会又は本会の役員，職員，代理人，もしくは下請負人は，造船所，船舶所有者，運航者，用船者又は保険業者その他いかなる者からも影響を受けることなく，独立した立場で前 2.1.1 に定める業務を行う。 **2.2　　検査の実施方法** 本会検査員が行う試験，検査の実施方法は，本会がこれを決定する。
3.3　　業務提供の停止及び関連する登録等の消除	**1.4　船舶の船級及び設備登録に関する注記** -1. 規則に従って建造された船舶又は規則に従って製造され，かつ，船級船に設置された設備について，本会はそれぞれ船級符号又は設備符号を付与し，本会の船級登録原簿又は設備登録原簿に登録する。 就航船舶及びその設備については当該船舶又は設備の現状が規則に適合していることを確認するため，本会検査員が規則に従って定期的に検査を行い，本会はこれに基づいて船級又は設備の登録を維持する。検査と検査の間に，当該船舶又は設備に重大な欠陥が発見されたときあるいは損傷を蒙ったときは，船舶所有者はこれを本会に遅滞なく通知し，又船級もしくは設備の登録に影響を与えるような改造をするときは，その計画について事前に本会の承認を得なければならない。

DRAFT

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
本会が，業務の提供が適当でないと認める合理的事由がある場合には，当該業務の開始又は継続及び登録，証明等の維持又は更新を認めず，又は登録等を一時停止し，若しくは消除することがある。合理的事由には，以下のような場合を含む。 (1) ある船舶の船級登録又は設備登録によって，監督官庁その他の政府又は公の機関が，その法令等に基づき，本会に対してその業務に重大な影響を及ぼす制裁，禁止，制限等の措置を課した場合又は当該措置を課すおそれがあると本会が判断した場合 (2) 船舶若しくは設備が規則に適合していること又は船舶所有者による適切な保守若しくは運航が行われていることに疑いがあるとして検査を実施した結果，規則に適合していないと本会が判断した場合 (3) 検査中に是正すべき欠陥等が確認されたにもかかわらず，検査申請を取り下げるなどの悪質な検査逃れが行われたと本会が判断した場合 (4) 船舶の所有権争い等により係争中であるため船舶所有者を特定できない場合，船舶所有者の所在が不明であり，本会からの通知が船舶所有者に到達したことを確認できない場合等，本会の登録業務に支障をきたす状況にあると本会が判断した場合 (5) 船籍偽装，書類等の偽造，機器の不正操作による情報偽装その他これらに類する行為により，業務の提供に必要と認める正確な情報が提供されていないものと本会が判断した場合 (6) 「Register of Ships」に記載された事項に変更が生じたにもかかわらず，本会の定める登録規則（以下「登録規則」という。）2.1.5-5 に基づき，本会への通知を怠った場合	-2. ある船舶について，その船級登録又は設備登録が維持されているということは，当該船舶又は設備が規則に適合していると本会が判断しているということである。 -3. 前-1.及び-2.にかかわらず，本会及び本会船級船の社会的信用を棄損する若しくは悪影響を及ぼすと本会が判断した場合，又はその他本会が船舶の船級登録及び設備登録が適当でないと判断した場合，船舶の船級登録及び設備登録又はそれらの維持を認めないことがある。例えば，以下のような場合を含む。 (1) ある船舶の船級登録又は設備登録によって，監督官庁その他の政府又は公の機関が，その法令等に基づき，本会に対してその業務に重大な影響を及ぼす制裁，禁止，制限等の措置を課したとき，又はそのおそれがあると本会が判断したとき (2) 船舶又は設備が規則に常時適合していること及び船舶所有者による適切な保守・運航が行なわれていることに疑いがあるとし，検査を実施した結果，規則に適合していないと本会が判断したとき

DRAFT

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
(7) 依頼者又は関係者が，関係法令に違反し，又は公正な取引慣行を遵守しない場合 (8) 依頼者又は関係者が，支払期限を経過しても手数料又は経費を支払わない場合 (9) 本会及び本会の船級登録を受けた船舶の評判及び／又は信用を毀損する若しくはその他の何らかの悪影響を及ぼすおそれがあると本会が認める場合	
4章　機密情報の取扱い **4.1　機密情報の定義** 機密情報とは，依頼者又は本会が相手方に対して提供した全ての文書及び情報を指す。ただし，次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りでない。 (1) 開示を受けたとき相手方が既に保有していた情報 (2) 開示を受けた後，相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し，又は創出した情報 (3) 開示を受けたときに既に公知であった情報 (4) 開示を受けた後，自己の責めに帰さない事由により公知となった情報 (5) 「Register of Ships」，承認リストに記載されている情報（定期的検査の指定日を含む） (6) 船級の変更，停止，消除又は登録事項の変更に関する情報 (7) 前号に関連して付加された条件，指定事項等 **4.2　機密情報の保持** 依頼者及び本会は，4.3 に規定する業務以外には，機密情報を利用しないものとする。 **4.3　機密情報の利用** -1. 本会は，以下の業務において依頼者の機密情報を利用する。 (1) この業務提供の条件に基づく本会の業務 (2) 本会サービスの品質向上及び高度化その他これらに付随関連する業務	**2.4　機密保持** -1. 本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり，当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き，提供された目的以外の目的のためには開示しない。本会検査員が実施した検査結果は，同様に機密の取り扱いとする。ただし，文書，情報又は検査結果の内容若しくは写しは，遵守すべき法規上の要求，裁判所からの命令，訴訟手続き又は船籍国及び寄港国の要請がある場合に開示する。 なお，次に掲げる情報は公開情報とし，機密保持の対象とはしない。

DRAFT

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
-2. 依頼者は，以下の業務において本会の機密情報を利用する。 (1) この業務提供の条件に基づき，本会から提供を受ける業務の利用に必要な範囲における依頼者の業務 (2) 前号に付随して，依頼者の当該業務の改善又は効率化を図る業務	(1) Register of Ships に記載されているもの（定期的検査の指定日を含む） (2) 船級登録の移動，変更，停止又は消除 (3) 前(2)の事項に関連して付加された船級登録に係る条件，指定事項等
4.4 機密情報の開示 依頼者及び本会は，次の各号を除き機密情報を第三者に開示する際に相手方の事前承諾を得るものとする。 (1) 遵守すべき法令等に基づき，船籍国，寄港国等の裁判所，捜査当局又は監督官庁その他これらに類する機関等の要請がある場合。 (2) 前 4.3 に規定する業務のために必要な限度で，必要最小限度の役員及び従業員，又は弁護士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して開示する場合。 (3) 委託先又は再委託先に本章に規定する機密保持義務と同等の義務を負わせる場合。	
(4) 船体構造又は機関システムの重大損傷情報（本会以外の知的財産となり得る図面を除く。）を IACS 加盟協会及び当該損傷に関わる船級協会（以下，「関連船級協会」という。）の間で共用することにより同様の損傷発生を未然に防止することを目的とする Early Warning Scheme (EWS)において，本会が，当該損傷に関連する技術情報（本会以外の知的財産となり得る図面を除く。）を，関連船級協会へ開示する場合。ただし，関連船級協会へ技術情報を開示した場合には，本会は依頼者にその詳細を書面にて通知する。	-2. 前-1.にかかわらず，船体構造又は機関システムの重大損傷情報を，IACS 加盟協会及び当該損傷に関わる船級協会（以下，「関連船級協会」という。）間で共用し，同様の損傷発生を未然に防止することを目的とする Early Warning Scheme (EWS)において，本会は，当該損傷に関連する技術情報を，関係者の事前の同意が得られたものとして関連船級協会へ開示することがある。ただし，本会以外の知的財産となり得る図面は開示しない。なお，関連船級協会へ技術情報を開示した場合には，本会は関係者にその詳細を書面にて通知する。
5 章 責任	**3 章 責任**
5.1 責任	**3.1 責任**
-1. 本会又は本会の役員，職員，代理人若しくは再委託先は，業務，情報又は助言の提供の際の作為，不作為又は過失に起因して何人かが蒙った損失，損害又は費用について，本会に故意又は重大な過失がある場合を除き，いかなる責任も負わない。本	-1. 本会又は本会の役員，職員，代理人もしくは下請負人は，業務，情報又は助言の提供の際の作為，不作為又は過失に起因して何人かが蒙った損失，損害又は費用について，いかなる責任も負わない。本会又は本会の役員，職員，代理人もしくは下請

DRAFT

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
会又は本会の役員，職員，代理人若しくは再委託先は，提供した情報又は助言が完全かつ正確であり，誤りを含まないことを保証するものではない。	負人は，提供した情報又は助言に少しの過誤もないことを保証するものではない。
-2. 規則に適合する船舶の建造又は設備の製造には第三者の有する知的財産権の使用が必要となる可能性がある。本会は，業務の提供において，船舶，機関，材料，機器等が第三者の有する知的財産権を侵害しないことを保証するものではない。第三者の有する知的財産権の使用に起因して何人かが蒙った損失，損害又は費用について，本会はいかなる責任も負わない。	-3. 規則に適合する船舶の建造又は設備の製造には第三者の有する特許権その他の知的財産権（以下，「知的財産権」という）の使用が必要となる可能性がある。本会は，船級登録，設備登録，証書及び証明書等の発行並びにそれらの維持，船舶，機関，材料，機器等の検査に関して本会が提供する業務において，船舶，機関，材料，機器等が第三者の有する知的財産権を侵害しないことを保証するものではない。本会は，第三者の有する知的財産権の使用に起因して何人かが蒙った損失，損害又は費用について，いかなる責任も負わない。
-3. 本会が提供するシステムにおける第三者による不正アクセス，本会が製造に関与していないソフトウェア及びハードウェアの不具合等により，依頼者が損害を蒙った場合であっても，本会に故意又は重大な過失がある場合を除き，本会はいかなる責任も負わない。	-2. 本項は，コンピュータの日時情報の変更に関し，本会の業務提供の責任に関する疑義を明確にする目的で定めたものである。本会の提供する業務には，コンピュータのハードウェア，ソフトウェア，マイクロチップ，内蔵のデータ，その他電子情報機器又はシステムが，それらの作動又は機能を失うことなく日時情報の変更を処理する能力を有するか否かを確認する為の，いかなる検査・試験も含まない。本会は，船級登録，設備登録，証書並びに証明書等の発行及びそれらの維持，船舶，機関，材料，機器等の検査に関して本会が提供する業務において，コンピュータのハードウェア，ソフトウェア，マイクロチップ，内蔵のデータ，その他電子情報機器又はシステムが，それらの作動又は機能を失うことなく日時情報の変更を処理する能力を有していることを保証をするものではない。また，本会は，日時情報の変更処理に起因する上記の機器，装置，ソフトウェア，システム等の作動又は機能の喪失によって発生したいかなる損失，損害，費用についても責任を負わない。
5.2 補償 -1. 前5.1-1.の規定にかかわらず，依頼者の蒙った損失，損害又は費用が本会又は本会の役員，職員，代理人若しくは再委託先の過失による作為若しくは不作為，又はこれらの者が提供した情報若しくは助言に存在した過誤に起因することが立証されたと	**3.2 補償** 前3.1-1.項の規定にかかわらず，船舶所有者その他本会への依頼者の蒙った損失，損害又は費用が本会又は本会の役員，職員，代理人もしくは下請負人の過失による作為又は不作為，又は提供した情報又は助言に存在した過誤に起因することが立証さ

DRAFT

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
きは，本会は，当該業務，情報又は助言に対して本会が請求し，かつ，受領した手数料の金額を限度として，立証された損失，損害又は費用（ただし，現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとし，特別損害，間接損害，逸失利益，データの喪失，関係者又は第三者からの請求に基づく損害等は含まれない。）を補償する。 -2. 本会が，この業務提供の条件に起因し又は関連して，各国政府を含む第三者からの訴訟，調査，請求，要求その他の法的手続き（法的拘束力の有無を問わず，要求等を含む）に対応する必要が生じた場合（本会が当該手続きの当事者とされる場合を含むがこれに限られない），当該手続きの原因が依頼者又は関係者の行為又は不作為に起因するときは，合理的な弁護士費用，裁判費用その他の関連費用については，当該事案の原因を生じさせた依頼者が負担するものとする。ただし，本会に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。 -3. 本会が，無償で提供した助言，情報提供，プレゼンテーションその他のサービス（電話又はメールによる助言，情報提供等を含むがこれに限られない）に起因又は関連して依頼者，関係者又は第三者に損害が生じた場合であっても，本会は一切の責任を負わないものとする。	れたときは，本会は，当該業務，情報又は助言に対して本会が請求し，かつ受領した手数料の金額を限度として，立証された損失，損害，又は費用を補償する。
5.3 補償請求 前 5.2 に規定する損失，損害又は費用の補償請求は，当該業務，情報又は助言が最初に提供された日から 6 ヶ月以内に本会宛に書面で行わなければならない。この期間内に補償請求がなされなかったときは，いかなる補償請求権も放棄されたものとみなす。	**3.3 補償請求** 前 3.2 項に規定する損失，損害又は費用の補償請求は，当該業務，情報又は助言が最初に提供された日から 6 ヶ月以内に本会宛に書面で行わなければならない。この期間内に補償請求がなされなかったときは，いかなる補償請求権も放棄されたものとみなす。
6 章 準拠法及び裁判管轄 **6.1 準拠法及び裁判管轄** この業務提供の条件は，日本の法律に準拠し，これに従って解釈するものとする。全ての紛争は，東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする裁判により，日本の法律を適用して解決するものとする。	**4 章 準拠法及び裁判管轄** **4.1 準拠法及び裁判管轄** この業務提供の条件は，日本の法律に準拠し，これに従って解釈するものとする。全ての紛争は，東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする裁判により，日本の法律を適用して解決するものとする。

DRAFT

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」 新旧対照表

新	旧
7章　　雑則	**5章　　雑則**
7.1　　監査 本会の品質システムに対する監査が，検査の依頼を受けた船舶，造船所又は製造所において行われることがある。監査員がこのために船舶，造船所又は製造所に立ち入る場合，本会は，依頼者に対し事前に連絡し，承諾を得る。	**5.1　　品質システムの監査** 本会に対する品質システムの監査が本会検査員の検査に関し，船舶，造船所あるいは製造所において行われることがある。監査員がこのために船舶，造船所あるいは製造所に立ち入る場合には，その所有者に対し了解を得るために事前に連絡する。
附　則 **1.**　この改正は，2027年1月1日から施行する。	

DRAFT